第十六条

受領締約国政府は、送付済秘密情報を契約者に対して提供する前に、自国の国内法令に従い、次のことを確保するために適当な措置をとる。

ａ　いかなる個人も、階級、地位又は秘密情報取扱資格のみにより、送付済秘密情報へのアクセスを認められないこと。

ｂ　契約者の施設が、該当する秘密指定の水準において送付済秘密情報を保護する能力を有すること。

ｃ　知る必要がある全ての個人が、必要な水準の秘密情報取扱資格を有すること。

ｄ　秘密情報取扱資格の付与が、第七条2に規定する方法と同様の方法により行われること。

ｅ　送付済秘密情報へのアクセスが、知る必要のある個人に限定されること。

ｆ　送付済秘密情報へのアクセスを認められる個人に関して、第七条3に規定する基準が満たされていることを保証するために、適当な手続が実施されること。

ｇ　送付済秘密情報へのアクセスを有する全ての個人が、送付済秘密情報を保護するための自己の責任について通知されること。

ｈ　受領締約国政府が、送付済秘密情報がこの協定の関連する規定において求められている方法と同様の方法で保護されることを確保するために、送付済秘密情報が保管され、又は送付済秘密情報へのアクセスが行われる契約者の各施設において、最初の及び定期的な保安検査を実施すること。

ｉ　秘密情報取扱資格を有し、かつ、送付済秘密情報にアクセスすることを許可されている個人の登録簿が、契約者の各施設において保持されること。

ｊ　送付済秘密情報の管理及び保護の責任及び権限を有する個人が、契約者の各施設において指名されること。

ｋ　送付済秘密情報が、第九条及び第十条に規定する方法と同様の方法により送付されること。

ｌ　送付済秘密情報が、第十二条に規定する方法と同様の方法により保管されること。

ｍ　文書その他の媒体の形態をとり、又は装備の形態をとり、若しくは装備に含まれる送付済秘密情報が、第十三条に規定する方法と同様の方法により破壊されること。

ｎ　文書その他の媒体の形態をとる送付済秘密情報が、第十四条に規定する方法と同様の方法により複製され、及び管理の下に置かれること。

ｏ　送付済秘密情報の翻訳が、前条に規定する方法と同様の方法により行われ、かつ、取り扱われること。

第十七条

1　提供締約国政府は、送付済秘密情報のあらゆる紛失又は漏せつ及び紛失又は漏せつの疑いについて直ちに通知され、受領締約国政府は、状況を特定するために調査を行う。

2　1に規定する調査の結果及び再発を防止するためにとられる措置に関する情報は、提供締約国政府に対して書面により提供される。

第十八条

権限のある当局は、その権限の範囲内で、この協定に従属し、送付済秘密情報の取扱いに関する補足的な規定を定める実施取決めを相互に決定することができる。

第十九条

1　両締約国政府は、この協定の実施に関し相互に協議する。

2　この協定及び実施取決めの解釈又は適用に関するいかなる事項も、両締約国政府の間の協議によってのみ解決されるものとする。

3　両締約国政府の権限のある当局は、実施取決めの実施に関して生ずる紛争を、当該権限のある当局の間の協議によって解決するものとする。

4　3の規定に従って紛争を解決することができない場合には、当該紛争は、2の規定に従って解決されるものとする。

第二十条

各締約国政府は、国内法令に従い、また、毎年の予算の範囲内で、この協定に基づく自国の義務の履行において生ずる自己の費用を負担する。

第二十一条

1　この協定は、この協定の効力の発生のために必要なそれぞれの内部手続が完了した旨を相互に通知する外交上の公文を両締約国政府が交換する日に効力を生ずる。

2　この協定は、両締約国政府間の書面による合意により改正することができる。

3　この協定は、一年間効力を有し、一方の締約国政府が他方の締約国政府に対しこの協定を終了させる意思を少なくとも九十日前に外交上の経路を通じて書面により通告しない限り、その効力は、毎年自動的に延長される。

4　この協定の終了の後においても、この協定に従って提供された全ての送付済秘密情報は、引き続きこの協定の規定に従って保護される。

二千十六年三月十九日にローマで、ひとしく正文である日本語、イタリア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために
岸田文雄

イタリア共和国政府のために
Ｐ・ジェンティローニ・シルヴェリ

○外務省告示第二百三十八号

平成二十八年五月二十五日にブラジリアで、円借款の供与に関する日本国政府とブラジル連邦共和国政府との間の平成二十三年六月三十日付けの交換公文に従ってサンパウロ州上下水道会社に供与されることになったサンパウロ州無収水対策計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がサンパウロ州上下水道会社と独立行政法人国際協力機構との間の合意により、平成三十一年五月三十一日まで延長される旨の口上書の交換が、ブラジル連邦共和国政府との間に行われた。

平成二十八年六月二十八日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百三十九号

平成二十八年六月九日にパリで、ワーキング・ホリデー査証に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の修正に関する次の書簡の交換がフランス共和国政府との間に行われた。

平成二十八年六月二十八日

外務大臣　岸田　文雄

（フランス側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、千九百九十九年一月八日にパリで署名されたワーキング・ホリデー査証に関するフランス共和国政府と日本国政府との間の協定（以下「協定」という。）に言及するとともに、協定を次のとおり修正することをフランス共和国政府に代わって提案する光栄を有します。

1　協定第四条3を次のように改める。

3　一方の締約国政府の当局が発給するワーキング・ホリデー査証を所持する他方の国の国民は、この協定の規定に従い、受入国への入国の時から就労することが認められる。

2　協定第四条4を削る。

本官は、更に、前記の提案について日本国政府の同意が得られるならば、この書簡及び貴官のその旨の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が貴官の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

二千十六年六月九日にパリで

フランス共和国
外務・国際開発省次官
クリスチャン・マセ

フランス共和国駐在
臨時代理大使　川村博司殿

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本官は本日付けの貴官の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。